

〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	対象地域	事業税	固定資産税	不動産取得税								
群馬県過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例	R3.6	<p>○業種 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業（下宿営業を除く。） ※市町村が定める過疎地域持続的発展計画で定められた業種に限る。</p> <p>○特別償却設備の取得金額 【製造業及び旅館業】 資本金の額に応じ、以下の額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金</th> <th>取得価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000 万円以下</td> <td>500 万円以上</td> </tr> <tr> <td>5,000 万円超 1 億円以下</td> <td>1,000 万円以上</td> </tr> <tr> <td>1 億円超</td> <td>2,000 万円以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※資本金が 5,000 万円を超える場合は、新増設に限る。</p> <p>【情報サービス業等及び農林水産物等販売業又は個人】 500 万円以上</p>	資本金	取得価額	5,000 万円以下	500 万円以上	5,000 万円超 1 億円以下	1,000 万円以上	1 億円超	2,000 万円以上	過疎地域（市町村が定める過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内に限る。）	<p>○3年間 ○課税免除</p>	<p>○3年間 ○課税免除 ※県が課する固定資産税に限る。</p>	<p>○取得時 ○課税免除</p>
資本金	取得価額													
5,000 万円以下	500 万円以上													
5,000 万円超 1 億円以下	1,000 万円以上													
1 億円超	2,000 万円以上													
群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例	H27.12	<p>○地域再生法に基づく特定業務施設整備計画の認定を受け、特定業務施設を新設又は増設すること ※移転型（東京 23 区内からの移転）に限る。</p>	群馬県地域再生計画で定める地方活力向上地域	<p>○3年間 ○不均一課税</p>	<p>○3年間 ○不均一課税 ※県が課する固定資産税に限る。</p>	<p>○取得時 ○課税免除</p>								